

知るか
存す
で

児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計をともにしていない児童の、健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

※支給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■支給資格

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳（年度中）、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または養育者。

※各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、【表1】の所得制限額以上になると支給できません。

（支給要件）

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡、または父が生死不明の児童

○ 父が法で定める障がいの状態にある児童

○ 父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童

○ 母が婚姻せずに生まれた児童

■手当の支給

○ 支給額

- 〈支給対象児童1人の場合〉
- ・ 全部支給
- ↓ 月額4万1千720円
- ・ 一部支給（所得により変動）
- ↓ 月額4万1千710円
- 9千850円

〈支給対象児童2人以上の場合〉

全部または一部支給それぞれの額に、第2子には5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算されます。

○ 支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・12月）に分けて支給されます。

■認定請求手続き

児童福祉課に用意してある

「認定請求書」を提出してください。

なお、請求書のほかに、支給要件事由により個別に添付書類が必要です。

■現況届の提出（毎年8月）

その年の8月分から翌年7月分までの手当を受ける資格を確認するために、「現況届」の提出が必要です。

提出がないと、8月以降の手当が受けられません。また、2年間提出がないと支給資格を失います。

※まだ届出が済んでいない方は、必ず児童福祉課窓口で届出をしてください。

■長期受給していると手当が減額

支給要件に該当してから7年経過、または支給開始後5年経過した場合、受給者やその子どもなどに就業が極めて困難な事情がないにもかかわらず、自立に向けた活動（就労等）が見られない場合は、支給額の2分の1が停止されます。（対象者には別途通知します。）

表1 所得制限限度額表（H20. 8～H21. 7月分）

扶養人数	＜受給資格者本人＞		＜扶養義務者＞
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算）
 所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）
 ＋養育費の8割相当額－諸控除（医療費控除など）
 －8万円（社会保険料相当額として一律8万円）

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護している父または母、もしくは養育者が受けられる手当です。

※支給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■対象となる障がいの程度

- 特別児童扶養手当1級
- ・ 身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級（内部的疾患含む）程度

■手当の支給

○ 支給額

- ・ 療育手帳の判定がAまたはA程度以上の知的障がい、もしくは同程度の精神障がい
- 特別児童扶養手当2級
- ・ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当
- ・ 療育手帳の判定がB程度の知的障がい、または同程度の精神障がい